髪と鬚

阪本(後藤)純子
(大 阪 大 学)

0．髪と鬚の除去は聖と俗を分かち隔てる象徴的行為の一つとして古代インドの最初期から重要な役割を演じてきたが，仏教においても，出家ないし入門（upasampadā）の不可欠の要素として継承される。初期仏教においては，悟りを得るためには一切の世俗生活を放棄し修行に専念することが必要とされたが，その外的シンボルが髪型と衣服，即ち頭髪・鬚を除去し赤褐色の衣を纏うことであった。これはゴータマ仏陀にもその弟子達にも平等に当てはまるが，後には仏陀の髪型が比丘達と異なるものに変容され，また32大人相の uṣṇīṣa（「肉髻」）の成立を見る。本稿ではその過程を初期仏典を中心として探るが，まずその背景として古代インド語文献における髪・鬚（・体毛・爪）の宗教的取扱いを概観したい。

1．［ブラーフマニズムにおける髪・鬚（・体毛・爪）の除去］

人間の髪・鬚は切られても絶え間無く伸び続けることから生命力の象徴とされ，自然の周期や人生の節目に合わせて定期的に刈り込むことが早くから行われ，ヴェーダ祭式に組み込まれたと推測される。[1] 自然の周期（特に月の満ち欠け）に対応する髪・鬚の除去は，シュラウタ祭式中の穀物祭（iṣṭi）の準備行為（upavasatha）に取り込まれ，新月満月ごとの髪・鬚の除去がシュラウタ祭火を保持する者の義務になる。[2]

他方，シュラウタ祭式中のソーマ祭に先立つ潔斎（dīkṣā）においても髪・鬚が除去され，[3] また葬送儀礼でも，火葬の前に死者の，埋葬後に近親者の髪・鬚の除去と爪の切除が行われる。[4] 一般に祭式（特にソーマ祭）は祭主の第2の誕生に，潔斎はそれに先行する死に等置されるが，潔斎や葬送における髪・鬚除去は，死から再生への準備として胎児の状態を模倣する行為と解釈されている。[5]

更に，特殊な秘儀にあずかる場合は，開始時に髪・鬚を除去し誓戒（vrata）をたて，以後，誓戒を守りつつ髪・鬚を伸ばし続け，修了時に再び髪・鬚を除去し正常な社会生活に復帰するというパターンが見られる。[6] 髪・鬚を伸ばし続ける行為は，通常の社会生活から離脱し別次元の生を営む目印と理解される；他方，開始・修了時の髪・鬚の除去には，一つの生から別の生へ生まれ変わるという，潔斎と共通する性格が窺える。バラモンのみで挙行される特殊なソーマ祭である sattra 祭や，グリヒャ・スートラ以降は通過儀礼化される学生（brahmacārin）の修行（brahmacarya）の本来のあり方はこのようなものであったかと推測され，またムニ・苦行者や後述の林住者（vānaprastha）もこの系譜に連なるかと思われる。[7]

人生の節目に応じた髪・鬚の除去（例えば生後3年の cūḍākarman，16歳頃の keśānta/godāna，学生生活修了式 samāvartana）はグリヒャ・スートラに規定されダルマ・スートラに継承されてゆくが，一見単なる通過儀礼に見える諸儀式が本来異なる事情下に成立した可能性がある（註7参照）。

ヴェーダ文献において髪・鬚の除去は一般に動詞 vap「刈り取る」（「剃る」または「根元を切る」）で表現され，道具としては剃刀（kṣura）を用いる。[8] 本来は単純に頭全体の髪・鬚を除去したと思われるが，他方ではバラモンは頭頂部の毛（śikhā）を残すという社会慣習が早くから成立し，śikhā 除去の可否が論議されるようになる。[9]

グリヒャ・スートラ以降は形容詞 muṇḍa が「頭に毛がない，完全に頭髪を除去した」の意味で一般化する。また様々な生活形態が次第に四住期として体系化されるに伴い，髪・鬚の除去そのものよりも，人生の段階にふさわしい髪型を整える方向に重点が移行し，法典には多様な髪型の規定が現れる。[10] 例えば，林住者には一貫して jaṭā（頭髪全体をからめ・編み・結び，束ねた髪型）[11]；家長は半月ごとに髪・鬚を除去または整える；乞食者（bhikṣu）・遊行者（parivrājaka）は muṇḍa または śikhā 保持；学生は，jaṭā 保持または頭頂部の毛のみ jaṭā にまとめ残りを除去，文献により muṇḍa も可。遊行・乞食期の髪型が林住期に対し明白な対照を示し，特に muṇḍa と結び付くことは，この住期が非伝統的修行者（śramaṇa「沙門」）の興隆と深く関わることを窺わせる。

叙事詩やアルタ・シャーストラでは林住者の jaṭila と遊行者の muṇḍa は修行者の髪型として固定し，仏教・ジャイナ教文献における jaṭila＝バラモンと muṇḍa＝沙門の対比に対応する。他方，丸坊主（muṇḍa）に剃ることは贖罪から発展した刑罰ともなり，[12] muṇḍa が不吉な忌まわしいものに感じられ社会的蔑視の対象ともなった状況が看取される。

2．［初期仏教における出家・入門と髪・鬚の除去］

上記のような社会状況においては，クシャトリヤ出身の遊行・乞食者であるゴータマ仏陀や様々な階級出身の弟子達が muṇḍa「頭に毛がない，剃髪した」状態であったことが当然予想されるが，この語は主として古層経典に小数例残るに過ぎず，しかも沙門に対する侮蔑的表現が多い[13]。代わって同じ意味の形容詞 bhaṇḍu が現れ，入門の際の剃髪儀式 bhaṇḍu-kamma（後述）としてヴィナヤの術語になるが，それ以外では余り用いられない[14]。これに対し比丘の髪・鬚の除去は動詞 ohāre-ti ないし oropeti「除去する，剃り落とす」による表現が一般化する[15]。（軽蔑的語感から muṇḍa の語が忌避されたと推測される。）

初期仏教徒が出家をする際に，髪・鬚を完全に除き赤褐色の衣を着たことは，仏典に頻出する次の定型表現から明らかである：kesa-massuṃ ohāretvā kāsāyāni vatthāni acchādetvā agārasmā anagāriyaṃ pabbajati「髪・鬚を除去し，赤褐色の衣を纏い，家から家無き生活へと出ていく」（バラモン法典の出家・遊行規定に類似；註10参照）。この定型表現はまず世尊に，次いで Yasa を始めとする弟子達や過去仏 Vipassin などに用いられるが[16]，本来は出家に伴う行為で，サンガに入門し比丘・比丘尼となること（upasampadā，第5章参照）とは次元を異にした。しかし仏教勢力の拡大に伴い三帰依による入門が制定されると，その中に取り入れられ，白四羯磨による入門にも継承される[17]。入門して比丘・比丘尼となることは，同時にこれまでの姓・身分を失い，平等に仏陀の子として生まれ変わることでもあった[18]。その象徴としての剃髪（比丘）ないし髪切断（比丘尼）が彼らの精神に深い影響を及ぼしたことは，それと同時に阿羅漢の境地に至った等と告白する多くの詩から窺える[19]。

入門に伴う剃髪の儀式は bhaṇḍu-kamma と呼ばれ，ヴィナヤで詳しく

規定されるが，入門希望者が髪を切ってない状態（髪の長さが指幅2本分以上）で来た場合行われる[20]。入門後の比丘の髪の長さも同様に指幅2本分以下，または2カ月以内に剃刀で除去した状態でなければならない[21]。さらにブラシ・櫛・手櫛・固形油・液体油による整髪やはさみによる切断，鬚を伸ばす事等が禁止され，爪・体毛・鼻毛・耳垢に至るまで細かく規制される[22]。女性の場合は「髪・鬚を除去する（剃る）」のではなく「髪を切る（chid）」と述べられる[23]。ジャイナ教でも髪・鬚除去が行われるが，剃刀で剃るだけではなく手で引き抜く方向に変化し，苦行的側面が強調される[24]。

3．［仏伝における仏陀の髪・鬚の記述］

初期仏典では世尊も弟子達も同じ様に髪・鬚のない状態であったと理解されるが，世尊の生涯を叙述するいわゆる仏伝になると異なる描写が見られ，仏陀観の変遷が窺える。

まとまった仏伝がパーリで成立するのはジャータカの注釈に属する Nidāna-kathā においてであるが，そこでは宮殿を抜け出た菩薩が馬と馬丁を返し，ひとりで髪を切り，赤褐色の衣に着替えたと述べられる（Ja-a I 64）：sayam eva khaggena chindissāmīti dakkhiṇa-hatthena asiṃ gaṇhitvā vāma-hatthena moliyā saddhiṃ cūḷam gahetvā chindi. kesā dvaṅgula-mattā hutvā dakkhiṇato āvattamānā sīsaṃ allīyiṃsu, tesaṃ yāva-jīvam tad eva pamāṇaṃ ahosi, massuñ ca tad-anurūpaṃ ahosi. puna kesa-massu-oharaṇa-kiccaṃ nāma nāhosi.「菩薩は自ら剣によって切ろうと考えて，右手で刀を掴み，左手でターバンと共に髷を掴んで切った。髪の毛は指幅2本分の長さとなって右巻きに巻きつつ頭に残った。それらは生きている間中同じ長さであった。鬚も同様であった。再び髪・鬚を取り除くことはなかった」。更に，帝釈天が，切られて空中に投げら

れた菩薩の髷を摑み三十三天に祭ったと述べられる。この記述は Mahāvastu や Lalitavistara と共通するが，五分律や佛本行集経では剃髪師が現れて剃ることに変わる。[25] ジャイナ教のマハーヴィーラの出家にも類似の伝承があるが，髪は手で引き抜かれる。[26]

指幅２本分という髪の長さは仏伝もヴィナヤも共通するが，髪・鬚が一生伸びない，帝釈天が切った髷を祭る等の点に仏陀の超人化が見られる。

4．[32 大人相と uṣṇīṣa-śīrṣa（「肉髻」）]

既にパーリ経典古層から，人相等による占い・予言が言及されるが，世尊は仏教徒がこれに従事することを厳しく禁止していた。[27] その一方では，世尊誕生時にアシタ仙が人相を見て予言した逸話や，[28] 32の大人相（mahāpurisa-lakkaṇa/mahāpuruṣa-lakṣaṇa）を持つ者には転輪王になるか仏陀になるかの二つの道しかないという考え方が現れるが，初期には 32 相の具体的内容は言及されない。[29] 次の段階の Sela 経では，世尊の 32 大人相の中，外から見て確認しがたい陰部（kosohitaṃ vattha-guyhaṃ）と長大な舌を持つこと（pahūta-jivhatā）だけが問題となり，残りの相は述べられない。[30] 32 大人相すべての列挙は Brahmāyu 経などの散文定型句が最初で梵語仏典の内容ともほぼ一致する；ここに uṇhīsa-sīsa（uṣṇīsa-śīrṣa「肉髻」）も現れるが具体的な説明は与えられない。[31] これに対しパーリ注釈文献は「額も頭も丸いこと」とした上で，「王の着ける uṇhīsa-patta（帯状の冠）の如く肉の層が右耳の付け根から左耳の付け根まで額を覆う」ないし「水泡の如く完全に球形の頭」と二様の解釈を与える。[32]

uṣṇīṣa の語はヴェーダ文献から用いられ「（頭に巻く）帯状の布」を指し，[33] 従って uṣṇīṣa-śīrṣa- は「頭に帯状の布を巻いている」が原義と考えられるが，初期仏典における世尊の頭髪の記述と明らかに矛盾する。[34] そもそも 32 大人相は現実の世尊の姿の反映にはほど遠く，本来は理想的な世界帝王（cakravartin「転輪王」）の相として成立したものが，仏陀を一般の比丘と区別し超越的存在として崇拝する傾向が強まるとともに，二次的に仏陀の相に転化された可能性が強い。[35] uṣṇīṣa-śīrṣa- も，王族が（特に戦闘時に）頭に巻いた帯状の布，ないしそれから発生した装飾的王冠が本来意図されていたかと思われる（註 33 参照）。なおガンダーラやマトゥラーに始まる仏像の髪（・鬚）の表現も初期仏典の記述と明白に対立する。律・経の正確な伝承・理解から遠ざかった製作現場で，仏陀を一般の比丘から区別する必要に迫られ長髪を束ねた髪型が創案され，これが後に「頭頂部の肉の隆起（肉髻）」と再解釈されたかと推測される。[36]

5．[附論：upasampadā「入門」と brahmacarya（pāli：brahmacariya）]

upasampadā の語は「具足」ないし「受戒」と漢訳されるが，本来は戒律そのものとは関係なく，世尊のもとに弟子入りし（或いは比丘サンガの仲間入りをして）修行すること，即ち「入門」を意味したと考えられる。[37]

最初の upasampadā を得たのは，かつて世尊と共に苦行した５人の沙門であり，次いで，Yasa 等の民間人，Uruvelakassapa 等のバラモン出身修行者（jaṭila），遊行者（paribbājaka）の Moggallāna と Sāriputta であった。この時点ではまだ僧団組織も戒律も成立しておらず，彼らは直接世尊に弟子入りを申し込み許可された：labheyyāhaṃ bhante bhagavanto santike pabbajjaṃ labheyyam upasampadan ti. ehi bhikkū ti bhagavā avoca. svākkhāto dhammo, cara brahmacariyaṃ sammā dukkhassa antakiriyāyā ti.「先生，私は先生のもとで［これまでの生活から］出て行く事（pabbajjā/pravrajyā「出家」）を得たい，弟子入り（仲間入り）を得たいのです」。「来なさい，比丘よ」と先生が言った。「理法

(dhamma/dharma：事物の本質的なあり方）は良く説かれてある。苦を終結するために，brahmacariya（brahmacarya「梵行」）を正しく実践せよ」[38]。この入門形式は世尊の返答から ehibhikkhu-upasampadā と呼ばれるが，その本質は，師のもとで brahmacarya を行う事にある[39]。この brahmacarya は，単なる（性的）禁欲やバラモンを中心とする上層階級の通過儀礼的な学生生活ではなく，最高原理（brahman）に到達するための宗教的実践の総体を指す概念と理解される[40]。同時にこの入門希望の定型句では pravrajyā と upasampadā が一対のものとして述べられる；出家に伴う髪・鬚の除去，赤褐色の衣に着替える事，以前の姓・身分の喪失，平等に sakya-puttiya- となること等を考慮すると，ここには過去の生活を捨て去り，新たに仏弟子として生まれ変わる（cf. upa-pad, sam-pad）[41]と言う意味が浮かび上がり，死と再生の観念との密接な関係が看取される（第2章・註18参照）。このようなあり方は，brahmacarya の実践のために師のもとに弟子入り・入門し（upa-i），師の子供として誕生するという brahmacārin との類似が顕著である。仏教の upasampadā は出家・遊行・乞食・剃髪の修行者（śramaṇa）の系譜の上に，ブラーフマナ・ウパニシャッド的な brahmacārin のありかたを継承・統合したものと理解される（第1章・註7参照）。

やがて仏教勢力が拡大し入門志願者が増加すると，世尊のいない場でも然るべき比丘が希望者を比丘サンガに三帰依により入門させることが許されるようになり，更に和尚（upajjhāya/upādhyāya）・阿闍梨（ācariya/ācarya）等を定め，細かく規定された正規の集会（ñatti-catuttha-kamma「白四羯磨」）による入門へと制度が整備される（第2章・註17参照）。これに伴い，upasampadā も世尊への直接の弟子入りという当初の性格を失い，戒律を受ける方向に重点が移ったと考えられる。

注（紙数の制約上参考文献は省略し出典も最小限にとどめる）

(1) cf. 火が大地の髪・鬚（植物）を刈る・剃る（RV I 65, 8；VI 6, 4；X 142, 4）；keśin「髪により特徴づけられる」3神（RV I 164, 44；Sāyana によると火・太陽・風）；Savitṛ 神達が Soma 王（乃至 Varuṇa）を剃る（AV VI 68, 1-3；cūḍākarman, godāna/keśānta, rājasūya の keśavapanīya 等の mantra として使用；cf. 祭火設置祭の mantra）。

(2) 穀物祭の基本形である新満月祭の規定（例：ĀpŚS 4, 1, 4-5；BhāradvŚS 4, 2；KātyŚS 2, 1, 9 によると義務でなく，また śikhā を残す）。

(3) 例：BaudhŚS 6, 2；［mantra］TS I 2,1,1；既に生えた髪・鬚・爪は死んだ皮膚で不浄であると説明（黒 YV 散文：TS VI 1, 1, 2）。

(4) 例：BaudhPitṛmS 1,2；1,9；HirPitṛmS 1,1；ĀpŚS 31,1,17.

(5) ŚB 3,2,1,16f.；3,7,3,24；AB 1,3；JUB 3,9,4；ChU 3,17,1-5. 穀物祭に属する祭火設置祭の upavasatha の髪・鬚除去も類似。

(6) 伸ばし続けた髪は髷にまとめられていた可能性がある（cf. kaparda「巻貝状の髷」や jaṭā）；uṣṇīṣa の使用も考えられる。註11・33・36参照。

(7) rājasūya 祭の keśavapanīya や cātrumāsya 祭の nivartana（髪を短く切り鬚を剃る）も類似。苦行・潔斎・sattra・brahmacarya の間には本質的共通点があり，さらに keśin/kapardin と関係が深い。苦行者の鬚は AB 7, 13, 7＝ŚāṅkhŚS 15, 17 参照。sattra は他の祭式と異なり，参加（sat/upa-i）するバラモン全員が祭官であると同時に祭主・潔斎者でもある；バラモンが自分自身の為に行う特別の秘儀的研修かと推測される（期間も他の祭式より長い）。brahmacārin は潔斎者・sattra 参加者にたとえられる（AV XI 5, 6；ŚB 11, 3, 3, 2）「勤労・奉仕を特質とする（RV X 109, 5＝AV V 17, 5）；本来は，髪・鬚を除去してから薪を手にして師に弟子入り（upa-i），以後は髪・鬚を延ばし続け，禁欲を守り，乞食し，寝ずに祭火の世話をしつつ秘儀を学び，修了時に再び髪・鬚を除去し沐浴して社会の正規の一員となったと推測される（cf. AV XI 5；GopB 1,2,2-4；ŚB 11,3,3,1-7；11,5,4,1-18；11,5,7,10；ChU 4,4,1-4,15,6；ŚāṅkhGS 6,1,6；PārGS 2,6,17）；Indra への帰属，太陽との密接な関係，歩き回る（car）傾向等も注目される（上記 AV, ŚB, ChU；更に RV X 136 Keśin/muni, AV XIII rohita, XV vrātya, AB 7,14f.～ŚāṅkŚS 15,18f. Śnahśepa 物語の Rohita, 仏教経典 S I 2,3,6 Rohita 等も比較せよ）。入門（upanayana）は師の胎児となって口から誕生することとされる（第2・5章，註18参照）。グリヒャ・スートラではバラモンの入門は8歳から16歳までに，keśānta/godāna と呼ばれる髪・鬚の除去は16歳に規定されるが，後者

は本来入門式の準備段階であった可能性がある。

(8) Cf. ni-vartayate「短く切る」(cāturmāsya 祭 nivartana)；rājasūya 祭 keśavapanīya に関し ŚB 5,5,3,6 は vapate でなく nivartayate と説明。

(9) sattra の場合は śikhā 除去を特記（TS VII 4,9；PB 4,9,22；JB II 374；ĀpŚS 21,13,4； ĀpDhS 1,3,10,9)；KātyŚS 2,1,9（註 2：新満月祭), GobhGS 3,4,24 (samāvartana), ĀpDhS 1,3,10,7f. (snātaka)。

(10) GautDhSu 1,1,26；1,3,21；1,3,33 [vaikhānasa]；1,9,8；BaudhDhS 1,3,5, 7；2,6,11,15.18；2,10,17,10 [samnyāsa 規則]；3,1,10.25 [śālīna/yāyāvara/cakracara]；ĀpDhS 1,1,2,31f.；1,3,10,6-9；Manu 2,219；4,35；6,6；6,52 [第 4 住期 yati：髪・髭を整える（＝2,219 家長)；バラモン対象]；Yājñ 1,131；3,46. 学生の髪型は一部のグリヒャ・スートラに既に現れる：Kāṭh-GS 1, 24；MānGS 1,2,6；VārGS 6,26。遊行者の髪・髭・衣の規定は仏教に類似：BaudhDhS 2,6,11,18 śikhā-muṇḍaḥ；21 kāṣāya-vāsāḥ；2,10,17, 10 keśa-śmaśru-loma-nakhāni vāpayitvā...；44 na cāta ūrdhvaṃ śuklaṃ vāso dhārayet.

(11) jāṭati Dhātup 1,327 (saṃghāte「緊密にまとめる」)；jaṭā-pātha「ヴェーダ詠法の一種」；jaṭā は人為的に（紐などで）結び解き，また jaṭā-maṇḍalā とも言い，伸び放しではなく弁髪，髷などに束ねたものと考えられる (cf. kaparda-)。註 6・36 参照。

(12) Manu 8, 93. 370. 379. 384；11, 79；Nārada 14,9；ArthaŚ 4,9,9.

(13) muṇḍa-/muṇḍaka- (adj.)：Sn p. 80（世尊に agnihotra 祭の残食を与えることを躊躇)；S I 175 (śloka；長老 Upavāna)；Vin IV 265（比丘尼を罵る)；D I 90 (muṇḍakā samaṇakā ibbhā kiṇhā bandhu-pādā-paccā「坊主頭の沙門共，卑しく黒く（我々のバラモンの）親族の足から生まれた奴共」) ～103～III 81～M I 334～II 177～S IV 117. muṇḍiya-/muṇḍika- (nt.)：Sn 249（不規則 Jagatī；naggiyaṃ muṇḍiyaṃ jaṭā jallaṃ kharājināni vā)；Dhp 264 (śloka；na muṇḍikena samaṇo) = Udānav 11,13 = GDhp 188～Udānav 33,9～Uttarajjhāyā 25, 29；M I 515 (naggiyaṃ muṇḍiyaṃ ukkuṭika-ppadhānaṃ kesa-massu-locanaṃ). [刑罰] khuramuṇḍaṃ karitvā「剃刀で坊主頭に剃って」：D I 98f.；Vin I 344. muṇḍa-ti：Ja-a III 368（粗暴な言動の比喩). (muṇḍaka-)paṭi-sīsaka- (nt.)「ムニ等に扮装するため着ける坊主頭の被り物」：Mil 90 (Milinda 王)；Ja-a II 197～V 49（猟師).

(14) D II 28（出家者)；Mil 11（同)；128（髪型列挙)；Vin I 76f.（鍛冶屋の息子)；Ja III 22 (śloka；マンゴー売り少女)；VI 538 (śloka；鳥).

(15) orope-ti (ava-ropaya-ti) は自動詞 ava-ruh (orūha-ti/ava-roha-ti)「下向きに伸びる；降りる」の caus. で「取り除く，剃り落とす」。ohāre-ti は他動詞 ava-hṛ (ohara-ti/ava-hara-ti)「下へ取る，取り除く」の caus. であるが，他者による使役の意味ではなく，自分自身が「取り除く，剃り落とす」行為を指す。この用法は再帰的機能の中動態 ＊ava-hārāya-te「自分自身に（～を：acc.）取り除かせる」から発生したと推測される（筆者：Zu mittelindischen Verben aus medialen Kausativa, Jaina Studies in Honour of J. Deleu, Tokyo 1993, 261-314 参照)。使役の意味を表現する場合には，caus. II ohārāpe-ti/oharāpe-ti が用いられる。ohāre-ti/ohārāpe-ti は出家・入門の定型表現に，それ以外の場合には orope-ti が（時には chid「切る」も）用いられる。異教徒の苦行としては luñc「引き抜く」も言及される。

(16) [世尊] D I 115 = 131 = M II 166 = M I 163（一人称）[四分律（大正 XXII 779c）に対応]，Ja-a I 89 (Nidānakathā；やや相違)；D II 29(過去仏 Vipassin) ～M I 45lf. ～Nidd I 156 (ad Sn 821)～Vin I 19f. (Yasa) ～Vin III 12 (Sudinna)；Ja-a VI 52 (oharāpetvā；Janaka 王)；Vin II 253 = A IV 274 (kese chedāpetvā；Mahāpajāpatī Gotamī)。ジャイナ経典の対応句は muṇḍe bhavittā と表現：Viyāhapannatti (Bhagavatī) 9,31,4 (Deleu 159f.)。Mvu は世尊の出家に関し新旧 2 種の伝承を併記；第一話（II 117f.）は上記 M I 163 に類似するが髪・鬚の言及なし；第二話（II 165f.）は第 3 章の Ja-a に対応（註 25)。

(17) [三帰依による upasampadā] Vin I 22, 69, 76, 82 [四分律(大正 XXII 793a）に対応]：evañ ca pana bhikkave pabbājetabbo upasampādetab-bo paṭhamaṃ kesa-massuṃ ohārāpetvā kāsāyāni vatthāni acchā-dāpetvā... evaṃ vadehīti vattabbo buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi... dhammaṃ... saṃghaṃ... [次のように，比丘達よ，出家させねばならない，入門させねばならない。まず第一に髪と鬚を除去させ，赤褐色の衣を身に着けさせ...「仏陀に帰依する，教えに...サンガに...」と三回言えと告げねばならない]；[ñatti-catuttha-kamma-upasampadā] Vin I 56ff.

(18) D III 84 (samaṇā sakya-puttiy' amha...bhagavato 'mhi putto oraso mukhato jāto dhamma-jo dhamma-nimmito dhamma-dāyādo「私達は釈迦族の子（釈尊）に属する修行者です...私は世尊の口から生まれた実の子，理法から生まれた，理法により化作された，理法の相続者です」) ～M III 29～S II 221；cf. D III 81=M II 147ff. (brāhmaṇā va brahmuno puttā orasā mukhato jātā brahma-jā brahma-nimmitā brahma-dāyādā)。更に

「仏陀の実子」S III 83=It 101, Th 174, 348, 1279, Thī 46, 336, Ap 101, 553, etc.; M II 103 (ariyāya jātiyā jāto); sakya-puttiya-: Vin I 44, 96, III 25, 44, D III 6, Ud 44 etc.

(19) Ap (śloka): [比丘] 375, 425, 494, 417 = 495～480; [比丘尼] 607. 更に cf. Sp 963 (註 20), Ud 39.

(20) 詳しくは Sp 967f. (ad Vin I 22); 更に Vin I 71 (Mah 1, 38, 11) sace achinna-keso āgacchati... (Sp V 994 kesoropanattham̥); Sp 1002f. (ad Vin I 76) dvaṅgulātitta-keso...; Vin V 222 (Pariv 19,1,12).

(21) Vin II 106f. (Cull 5,2,2) na bhikkave dīghā dhāretabbā... anujānāmi bhikkave dumāsikam̥ vā duvaṅgulam̥ vā ti.

(22) Vin II 107 (Cull 5,2,3); 133-135 (5,27,1-6). Cf. 四分律（大正 XXII 945a-946b）～五分律（XXII 169bc）～十誦律（XXIII 280abc）; 根本説一切有部毘奈耶（XXIV 209bc）; 摩訶僧祇律（XXII 489bc）.

(23) Vin II 279f. (Cull 10,27,1: 髪切断と爪切り); 出家・入門の髪切断は註 16・19の他，Thī 98, 103, 156（以上 śloka），480（āryā）.

(24) Cf. SCHUBRING, Die Lehre der Jainas, § 137; 註 26.

(25) Cf. Mvu II 165f. (cf. 註 16); Lal 225～五分律（大正 XXII 102b）～佛本行集経（大正 III 737c）.

(26) Āyāraṅga II 15,23 (Ed. JACOBI; sūtra No. 766 Ed. Jaina-Āgama-Series) tao ṇam̥ se mahāvīre dāhiṇeṇa dāhiṇam̥ vāmeṇa vāmam̥ pam̥ca-muṭṭhiyam loyam̥ kareti...; cf. 註 24.

(27) Sn 360 (aupacchandasaka/vaitālīya) ～Ja I 374, Sn 927 (old āryā), D I 9 (Brahmajāla-su.) = 67 (Sāmaññaphala-su.).

(28) Sn 690 (Mahav 11. Nalaka-su.; Jagatī) ...lakkhaṇa-manta-pāra-gū...; Ja-a I 54 (Nidānakathā). 両例とも大人相の表現なし。

(29) Sn Pārāy 序偈は世尊の32大人相（1000-1003; 1017 では vyañjana）と婆羅門 Bāvari の3相（舌，眉間の毛，陰部：1019, 1022）に言及。

(30) Sela-su. (Sn p. 102-112: Mahav 7 = M II 146: Nr. 92); 同じ主題を Brahmāyu-su.（註 31）と D I 88f.: Ambaṭṭha-su. も扱う。

(31) M II 136f. (Brahmāyu-su.) = D II 17f. (Mahāpadāna-su.; 過去仏 Vipassin), D III 142-179: Lakkhaṇa-su.（散文と偈；成立は新しい）; cf. Mvu I 226f. (3 śloka; 過去仏 Dīpam̥kara) = II 29f.（世尊），II 304-307 (Avalokita-su. 2. の中の 26 śloka; 32大人相より大幅に増広); Lal 105f.

(32) D-a II 452～M-a III 385f.

(33) 頭全体をすっぽり覆い包むターバン（cf. skt. mauli-, pa. moli-）ではなく，幅広の鉢巻・ヘアバンド状の布かと思われる。Rudra (Śiva), Indra, 御者 (sam̥grahītr̥), vrātya, sattra 祭主 (gr̥hapati), rājasūya 祭（祭主と使者 pālāgala), viśvajit 祭主, samāvartana の儀式等に用いられ，特に王権との関係が深い（cf. ŚB 5,3,5,23「uṣṇīṣa は王権の臍」; TB 1,7,6,4「uṣṇīsa は王権の母胎」）。戦闘においては ヘルメットの上に結ぶか単独で使用（MBh 8, 38, 28 etc.）; ヘアバンドを結んだ兵士の図が Bharhut や Ajanta 等に残る。アケメネス朝ペルシャの浮き彫りでもダリウス王や兵士達の頭部に類似のものが見られる。後のヒンドゥー神像の冠の上にも鉢巻状 uṣṇīṣa が結ばれる。

(34) 一時的に衣で頭も一緒に体全体をすっぽり包む描写はあるが（Sn p. 80; cf. D I 76, II 246），専用の布を頭に巻く記述は知られていない；出家前の菩薩のターバン（moli）については第3章（Ja-a I 64）参照。

(35) Cf. Indra の身体 hari 色（RV X 96），Indra の土踏まず（ŚB 5,4,1,9），Prajāpati の土踏まず（JB 2, 369），Nara・Nārāyaṇa の大人相（jāla-pāda-bhuja-, 足の cakra, 長い腕, 60本の歯など; MBh 12, 331, 24-27）; ジャイナ教 Mahāvīra の大人相（Aupapātika § 16 = Āvaśyakacūrṇi I 262-264 = Tandulaveyāliya p. 6-8, Kalpa §36）; Br̥hatsam̥hitā 68 (Puruṣa-lakṣaṇa), 69 (pañca-manuṣya-vibhāga); Viṣṇudharmottara-purāṇa III 37, 5ff.; Ratnāvalī II 76-101, III 1-9, etc. なお32相中の jāla-hattha-pāda-（°-hasta-°）は一般に「水鳥の水掻きの如く指の間に網（jāla）が張った手足」（例「手足網縵猶如鵞王」大正 I 5）とされるが，パーリ注釈（註 32）では「指の間が皮膚で覆われているのではなく，巧みな大工により作り付けられた格子細工［窓］（jāla）の如く長さが均一で筋目が通る（関節が揃っている）」と説明され，これが原義に近いかと思われる。

(36) ガンダーラ仏は頭頂部にまとめた波状の髪を紐（uṣṇīṣa を意図？）で結び，口鬚を蓄える（ギリシアの krabylos との類似が指摘されているが，林住者の jaṭā にも近い）; マトゥラー仏は剃髪ではなく直毛を kaparda 風の髷に結う。Śiva 神の髪型（jaṭila, kapardin 等）や Nara・Nārāyaṇa 神の髪型（jaṭā-maṇḍala-dhāriṇau MBh 12, 331, 24; cf. 註 35）との類似が注目される。jaṭā・kaparda は第1章・註 6・11 参照。

(37) upa-sam-pad の原義は「(下位のものから上位のものへと）そばへ近づいて到達・合一する」; 行為名詞 upasampadā- は skt. にないが，upasampatti- が類似の意味（「入門，弟子入り，仲間入り」）で用いられる（Pāṇini 6, 2, 56 aciropasampatti-「新入り，新米」）。ジャイナ教の入門

は uvaṭṭhāvaṇā/upasthāpanā, 後に dikkhā/dīkṣā (cf. SCHUBRING § 138)；uvasaṃpadā/upasampadā は sāmāyārī/sāmācārī「正しい行い」の第十（最終）段階（Uttarajjhāyā 26,4).

(38) Vin Ⅰ 12f., 17f., 19f., 24, 33f., 43.

(39) 修行が成就し解脱した境地は vusitaṃ brahmacariyaṃ「修行（生活）が住された」と表現（brahmacaryam ＋ vasa-ti は vedic・skt・pāli に共通）；Vin Ⅰ 14, D Ⅰ 84 etc.（khīṇā jāti vusitaṃ brahmacariyaṃ...）；Sn 493（Khīṇāsavā vusita-brahmacariyā). 仏教徒に限らず当時の沙門・バラモン一般にとって brahmacariya こそが修行生活の中核であった：cf. Vin I 36（～Catuṣpariṣatsūtra 270,17；大沙門＝世尊と Uruvelakassapa）；Vin I 39（Sāriputta と Moggallāna が Sañjaya のもとで）；Vin I 43；M Ⅰ 163ff.（Ariyapariyesana-su.；世尊が Āḷāra Kālāma ないし Uddaka Rāmaputta のもとで), etc.

(40) 初期仏典において brahman は階級を超越した普遍的価値を持つ概念として理解される（amṛta や brahma-loka も同様)。brahma-carya の概念を，brahman ではなく bodhi を目的とする行為に作り替えたものが，bodhi-caryā「悟りに到達するための修行」，即ち大乗仏教の「菩薩行」であると推測される。

(41)「生まれ変わる」：sam-padya-te BAU IV 4, 5（＝ŚB XIV 7,2,7), MBh 1, 70, 16；upa-padya-te MBh 14, 17, 2 等。pāli・BHS では upapajja-ti, upapadya-te/-ti, upapatti-（f.)（「生結」）の用例多数。